

2015年10月19日承認

2016年7月18日改正

2019年6月25日改正

## イラン日本経営協議会(JBAI) 定款細則

(入会、入会金、年会費)

第一条 入会申請書の様式は、理事会にて別途定める。

- 2 法人会員を従業員数により法人A会員、法人B会員及び法人C会員に分類する。
- 3 法人会員、個人会員及び賛助会員の入会金、年会費は下表のとおりとする。  
(金額単位：リアル)

会員区分	人数(注1)	入会金	年会費
法人A会員	社員10人以上	2,100万	2,940万
法人B会員	社員5名以上10名未満	1,680万	2,520万
法人C会員	社員5名未満	1,260万	1,890万
個人会員		420万	1,050万
賛助会員		1,260万	945万

注1：法人会員人数は、日本法人(日本法人の現地法人・支店・駐在員事務所及び日本人が経営するイラン法人)並びに日本人(「イラン日本法人等」という)の数とする。

注2：会員区分に影響を及ぼす人数の変更があった場合、変更のあった次年度から会員の区分を変更して上表を適用する。なお、入会金については会員区分に変更があった場合であっても、その差額の徴収又は返付を行わない。

- 4 日本法人の海外孫会社等である合弁会社は、イラン日本法人等に含めるものとする。
- 5 同一の親会社を持つ複数の日本法人は、これを一つの日本法人とみなすことができる。同一の親会社を持つ複数の日本法人が一つの日本法人として入会を申請するか、それぞれの日本法人がそれぞれ入会を申請するかは、当該日本企業の判断による。
- 6 入会金及び年会費の一括払いとする。
- 7 定款第七条第三項の規定に基づき、入会承認の通知を受けた法人会員、個人会員又は賛助会員が、年会費を納付する場合の年会費の額は、第三項の規定にかかわらず、第三項に定めた額を12で除して得た額に入会承認の通知を受けた月から同年度の6月までの月数を乗じて得た額(1000リアル未満は切り捨て)とする。

以上